特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	常滑市 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉 手当の受給資格者の管理に関する事務 基礎項目評価 書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常滑市は、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の受給資格者の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利権益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

常滑市長

公表日

令和7年1月20日

I 関連情報

- 1×1×11111K	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の受給資格者の管理に関する事務
②事務の概要	特別障害者手当、障害児福祉手当の認定に際して対象者からの申請書を受け付け、登録を行う。 特別障害者手当、障害児福祉手当の認定の際には、手当額が受給者、配偶者及び扶養義務者の所 得に応じて制限される。 経過的福祉手当については、新規認定請求は発生しない。既存受給者の管理を行う。
③システムの名称	福祉手当3種システム
2. 特定個人情報ファイル	名
	給者所得情報ファイル 3. 配偶者義務者所得情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表67の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め る事務を定める命令第38条
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表92の項、第94条
5. 評価実施機関における	5 <mark>担当部署</mark>
①部署	福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総務部総務課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-34-4329(代表)
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	福祉部福祉課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-34-7744(直通) ファックス番号:0569-34-7745(直通)
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成26	平成26年12月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成26	6年12月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
2)又は3)を選択した評価実	項目評価書] 施機関については、それぞれ	れ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 ままるでは全項目評価書において、リスク対策の詳細が記				
載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワ	ークシステムを	通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
判断の根拠						

9. 監査							
実施の有無	[〇] 自己点検 []	内部監査 [O] 外部監査					
10. 従業者に対する教育・	· 啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いとま	考えられる対策 -	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	3)権限のない者によって不正に使4)委託先における不正な使用等の5)不正な提供・移転が行われるリス6)情報提供ネットワークシステムを	要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策用されるリスクへの対策のリスクへの対策のリスクへの対策 スクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 通じて不正な提供が行われるリスクへの対策					
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠							

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月17日	15②	福祉課長 近藤 彰洋	福祉課長		
令和1年5月17日	IVリスク対策		様式変更による追記		
令和4年10月1日	17	常滑市新開町四丁目1番地	常滑市飛香台3丁目3番地の5	事後	
令和4年10月1日	17		ファックス番号:0569-34-7745(直通)	事後	
令和4年10月1日	18	常滑市新開町四丁目1番地	常滑市飛香台3丁目3番地の5	事後	
令和6年12月11日	I 3	番号法第9条第1項 別表第一の47	番号法第9条第1項、別表67の項	事後	
令和6年12月11日	I 3		行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第38条	事後	
令和6年12月11日	I 42	番号法第19条第7号 別表第二の67	番号法第19条第8号	事後	
令和6年12月11日	I 42	の番号の利用等に関する法律別表第二の主務	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命 令第2条の表92の項、第94条	事後	